



宜野湾市告示第 102 号

町の区域の設定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、別図に示すとおり字の区域及びその名称を変更するため、同条第 2 項の規定により告示する。

なお、上記の処分は、平成 26 年 2 月 3 日から効力を生ずるものとする。

平成 25 年 12 月 27 日

宜野湾市長 佐 喜 眞 海



別図



凡例

旧字界	-----
新町界	—————



宜野湾市告示第 103 号

住居表示の実施について

住居表示に関する法律（昭和 37 年法律第 119 号）第 3 条第 3 項の規定に基づき、住居表示を実施する区域及び期日並びに当該区域における住居表示の方法、街区符号及び住居番号を次のとおり告示する。

その関係図面は、宜野湾市市民経済部市民課において、一般の縦覧に供する。

平成 25 年 12 月 27 日

宜野湾市長 佐 喜 眞



- | | |
|------------------|---------------------------------|
| 1 実 施 区 域 | 宜野湾市愛知一丁目、愛知二丁目、愛知三丁目、
神山一丁目 |
| 2 実 施 期 日 | 平成 26 年 2 月 3 日 |
| 3 住居表示の方法 | 街区方式 |
| 4 街区符号及び
住居番号 | 別図のとおり（別図省略） |

別図



凡例

旧字界	-----
新町界	————
実施区域	